

制度情報—2021年9月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

『自由貿易試験区の貿易投資利便化改革の刷新促進に関する若干の措置』

公布にかかる国務院の通知

(法令番号) 国発〔2021〕12号

(公布日) 2021年9月3日

(施行日) 2021年9月3日

1. 主なポイント

- (1) 投資の利便性を向上させ、香港・マカオの投資者が自由貿易試験区内で旅行会社を投資設立する場合の審査認可権限を、省級の旅行・観光所管機関から自由貿易試験区に委譲する。
(第1条)
- (2) 認可を受けた国外の船舶検査機関は、自由貿易試験区で国際登記した船舶について法定の検査を行うことができる。(第2条)
- (3) 段階的に新たな貿易モデルの模索を進め、税源侵食と利益移転を招くことのない限り、自由貿易試験区内においてオフショア貿易、オフショア転売取引等を行えるようにする。
(第3、4条)
- (4) 保税補修業務の適用区域の範囲拡大。船舶、航空機、精密電子機器等に対し保税区内で補修を行う場合、総合保税区内で行うほか、自由貿易試験区内でも行うことができる。企業の行う保税補修業務に対する総合評価、監督管理についても、自由貿易試験区所在地の省級人民政府に委譲する。(第5条)
- (5) 国際物流の利便性を高め、平等互惠の原則のもと、外国の航空会社は自由貿易試験区の所在都市から第三国までの旅客・貨物積載業務を行うことができるようにする。(第7条)

2. 今後の留意点

本通知に規定された19項の利便化措置は、国による改革の全面進化及び対外開放拡大を背景に制定されたものである。中国政府から自由貿易試験区内の企業の生産経営等に各種の便宜が提供されており、日系企業では上記のような利便性措置について知ったうえで、自由貿易試験区内への投資を検討したり、上記の利便化措置について今後各地の所管機関が打ち出す意見や実施細則にも留意しながら、企業の経営発展戦略の有効な実施を確保されたい。(全19条)

ウェブサイトプラットフォームの情報コンテンツ管理主体责任をより堅固にするための意見

(発令元) 国家インターネット情報弁公室

(公布日) 2021年9月15日

1. 主なポイント

- (1) ネットワークプラットフォームの管理運営規則の整備。「百度」、「搜狐」等のネットワークプラットフォームのコンテンツ運営における権利、責任、義務を明確にし、規則違反行為を処理する措置、権限、手続きについてより詳細に定めた。(第2条)
- (2) 各ウェブサイトアカウントの運営管理を強化し、公式アカウントの名称は運営主体の業務に相応なものとする事、公式アカウントについて主体の資格に基づく実名認証を求める。(第3条)
- (3) ウェブサイトプラットフォームの公式アカウントにアップロードする情報コンテンツの審査確認強化を要求し、ニュース情報の転載にあたり、見出しの原意やニュース情報の内容を歪曲、改ざんしてはならないことを明確に定めた。(第6条)
- (4) 企業が運営するウェブサイトアカウントはコンプライアンスに則って運営しなければならない。ネットニュース情報サービス等の業務に従事する企業は、事前に許可を取得したものに限り運営することができる。また、企業はネットワーク上で関連情報を配信するにあたり、抽選又はその他の方式により他人によるクリック、ダウンロード、消費を誘導してはならない。(第8条)
- (5) 各地のネットワーク情報機関に対し、ウェブサイトプラットフォームの日常監督管理を強化させ、ウェブサイトプラットフォーム及び各ウェブサイトアカウント(企業ホームページ、WeChat公式アカウント等)の全てにネットワーク情報機関による常時監督管理を受けさせる。(第12条)

2. 今後の留意点

近年、ネットワークが急速に発展する中、さまざまなネット情報が絶えず出現し、企業や個人に有効で有用な情報をもたらす一方で、一定程度の違法や不適切な情報も存在している。今回の国家インターネット情報弁公室による上記意見の公布は、ウェブサイトプラットフォームに情報コンテンツ管理の第一責任者としての役割を発揮させることを趣旨とするものである。各日系企業では中国国内で公式アカウントの運営や情報配信を行う際、発信する情報のコンテンツに違反や不適切な情報を含まないようにし、ネットワーク情報機関による取締りや処罰を受けるリスクを回避する必要がある。(全13条)

「クルマのインターネット」についてネットワーク安全・データ安全業務を 強化することに関する通知

(発令元) 工業情報化部

(法令番号) 工信部網安〔2021〕134号

(公布日) 2021年9月15日

1. 主なポイント

- (1) コネクテッドカーの製造メーカーに対し、コネクテッドカーの安全防護強化を要求する。車載情報インタラクションシステム、自動車ゲートウェイ、電子制御ユニット等の重要設備や部品の安全防護、安全検査を強化する。また、自動車製品に不備のあることを発見したか知り得たメーカーは、ただちに救済措置を取るようし、自動車の利用者がソフトウェア、ファームウェアをアップグレードする等の措置を取って不備を修理する必要がある場合、速やかにその修理方式に影響の及ぶ可能性のある顧客に告知しなければならない。(第2条)
- (2) 「クルマのインターネット(以下「IoV」という)」の安全防護を強化する。各関連メーカーはIoV身分認証及び安全信用メカニズムを確立して実施し、身分認証、暗号化伝送等の技術措置を講じて、通信情報の偽造、データ改ざん、リプレイアタック等の安全リスク防止に努める。メーカーは自ら又は検査機関への委託によってIoVネットワーク安全にかかる評価測定及びリスク評価を行い、速やかにリスクを除去することができる。(第3条)
- (3) IoVサービスプラットフォームの運営企業による、IoVサービスプラットフォームの安全防護を強化する。必要な防護措置を取りコネクテッドカー、路傍設備等のプラットフォームへのアクセスの安全ならびに本体、データ保存システム等プラットフォーム設備の安全を強化し、サービスインターフェース、IoVアプリに対するリスクコントロール及び安全検査を強化する。(第4条)
- (4) コネクテッドカーの製造メーカー、IoVサービスプラットフォームの運営企業はデータのレベル別・分類管理を実行し、個人情報と重要データの保護を強化し、データ安全リスク評価を定期的実施し、所在する省(区、市)の通信管理局、工業情報化所管機関への報告届出を行う。(第5条)

2. 今後の留意点

インターネット、モノのインターネット(IoT)等の技術が普及するにつれ、テスラのようなコネクテッドカーがますます増えている中で、それらはスマート技術の利便性をもたらすとともに、個人情報の盗用、車両使用上の脆弱性等の面で安全リスクを孕んでいる。企業及び個人のネットワーク安全やデータ情報の保護を強化するため、本通知ではコネクテッドカーの製造メーカー、IoVサービスのプラットフォーム運営企業、基幹電気通信運営企業等の関連企業に一連の要求を提示している。関連する自動車製造メーカー等の各日系企業では、速やかに国の関連政策について把握し、車両にネットワークの不具合やデータ情報安全の不備が出現したために消費者からのクレームを受けたり、政府機関による処罰を受ける事態は回避したい。(全6条)

市場主体登記管理條例實施細則（意見聽取稿）

（發令元）國家市場監督管理總局

（公布日）2021年9月3日

1. 主なポイント

- (1) 所在地登記をより手続きしやすくした。企業が登記機関に登記できる所持地又は主たる経営場所は1箇所のみとするが、所在地又は主たる経営場所以外において経営活動に従事している一部の企業について、分支機構の設立は免除し、分支機構設立免除の範囲については各省級政府が具体的規定を制定するとした。（第10条）
- (2) 企業は市場監督管理機関の提示する経営範囲記述項目に基づき、自社の経営範囲の記述を確定すべきことを明確に定めた。また、総公司（本社）の同意があれば、分公司（支社）の経営範囲は本社の経営範囲を超えてもよいとした。（第13条）
- (3) 簡易抹消を適用できない事由を明確に示した。経営異常リストあるいは重大違法信用失墜リストに登録された（規定期限までに年度報告情報を公示しなかったことのみによる登録は除く）、立件調査が行われている、訴訟や仲裁が終了していない等の事由のある企業は、簡易抹消を適用できない。（第46条）
- (4) 「休業」手続きを適用できない市場主体を明確に示した。上場企業、経営異常リスト又は重大違法信用失墜リストに登録された等の市場主体は、休業申請できない。（第49条）
- (5) 休業終了とみなす事由を列挙した。市場主体の名義で実際に取引や営業を行っているものや、休業期間が3年を超えるものは、休業を終了して経営を再開したものとみなす。（第53条）
- (6) 虚偽の登記をした場合の法的責任を明確に定めた。虚偽の書類を提出したり、重要な事実を隠蔽して登記を取得した企業には、最高100万元以下の罰金に処し、市場主体登記を取り消す。また、市場主体が虚偽の登記により取り消された場合、その直接責任者は3年間にわたり再び市場主体登記を申請することはできない。（第84条）

2. 今後の留意点

本実施細則は『市場主体登記管理條例』と同様に、規則の制定に関して地方政府にも一定の自主権を付与したことから、企業の所在地によって今後の具体的運用方法に相違が出ることになる。日系企業では、必要な各種の登記手続きをスムーズに済ませることができるよう、所在地の地方政府による運用方法を速やかに把握して有効に対応する必要がある。（全93条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は2008年6月に日系企業A社に入社し、修理工の職務についた。王氏は入社当日、労働契約書及び就業規則に署名した。就業規則には次のような規定があった：「従業員に以下の行為の一つがある場合、会社は即時退職させる権利を有する。1) 1ヶ月内に累計2日、年間で累計3日の無断欠勤があったとき。…2) 国の法律に違反する行為があり、国家機関から治安管理上の処分を受けたか有罪判決を受けたことが調査で明らかとなったとき。」

王氏は2019年9月17日に買春により公安機関で5日間拘留された。A社は休暇申請しなかったため無断欠勤を構成したと、行政拘留を受けたことを理由として王氏との労働関係を解除した。王氏はこれを不服として労働仲裁を申し立て、A社に違法解除に対する賠償金144,000元を支払うよう要求した。

2. 紛争の焦点

A社による王氏との労働関係解除は適法か。

3. 弁護士の分析

A社は王氏の無断欠勤及び行政拘留を理由として王氏との労働契約を解除した行為は適法で有効である。具体的分析は以下の通り。

- (1) A社の就業規則は民主的プロセスを履行したうえで制定、公示されており、入社時就業規則に王氏の署名確認を得ていたうえ、王氏との労働契約を解除する前には法通りに労働組合への通知の手続きも履行していたことは、会社の応訴に非常に有利な要素となる。
- (2) A社は王氏の無断欠勤及び行政拘留を理由に、王氏との労働契約を解除した行為は適法かつ有効である。

王氏は、買春の違法行為によって公安機関から5日間の行政拘留の処罰を受けたことにより出勤できなくなり、本人及び家族からもA社に休暇申請が行われなかった。従業員が出勤せず、本人とも連絡が取れない状況において、A社が王氏に対し5日間の無断欠勤を認定したことには不当な点がなく、なおかつ王氏が買春により行政拘留されたことも、就業規則に規定のある会社が労働契約を解除できる事由の一つであった。

このため、A社は王氏の無断欠勤及び行政拘留されたことを理由に、王氏との労働契約を解除したことは適法かつ有効である。労働関係の違法解除によりA社は賠償金を支払うべきであるとする王氏の主張は成立しない。

4. 司法判断

本件は労働仲裁、一審、二審裁判を経て、いずれもA社による王氏との労働契約解除の行為は適法かつ有効であり、王氏に対し労働契約の違法解除に対する賠償金を支払う必要はないとの判決が下された。

5. 留意点

実務において、従業員が行政拘されたために出勤できなくなったことを無断欠勤と認定することの可否、また就業規則中の従業員が行政拘留された場合の規定が労働契約解除の事由となるかについて、地方や裁判所、担当裁判官により、それぞれ見解は異なる。例えば、ある裁判所では、従業員が行政拘留を受けたことで出勤できなくなったことは無断欠勤を構成するうえ、就業規則中に従業員が行政拘留された場合、労働関係の解除を規定できると判断するが、別の裁判所では、従業員が行政拘留により出勤できなかったのは、主観的な要素によるものではないとして、「理由のない無断欠勤」にはあらず、会社はそのような欠勤があったからといって労働契約を解除できないとする見方もある。

したがって、各日系企業では以下2点に留意するよう勧める。

- (1) 規則制度の中で明確に、「従業員が行政拘留されたことにより出勤できない場合は理由のない無断欠勤の行為にあたり、無断欠勤が累計●●日以上に達する場合、会社は直ちに契約を解除できる」と規定しておくようにする。また、会社からの一方的な労働契約解除を実行する前に、現地の裁判所、労働仲裁機関における見解の傾向を弁護士に尋ね、専門的な指導を受けて従業員の違法解除となる事態をなるべく避ける。
- (2) 規則制度の制定及び労働契約の解除にあたっては法定の民主的プロセスの履行が必要とされる点に留意し、民主的プロセス履行の関連証拠も保存しておく。証拠には、従業員が就業規則を確認したことを示す署名や確認書、労働組合で協議された内容の会議記録、会社から労働組合に出した意見伺い書やその受理書等がある。